

I. 監査の基本事項、II. 監査の実施手続き	
II. 監査の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「監査の重点事項」を令和6年度版に更新。 ○ 書類監査の実施計画を令和6年度版に更新。
III. 書類監査報告書等	
全体	令和5年度の書類監査に差替え。
IV. 実地監査マニュアル	
B. 検証基準	
2. 法令等遵守態勢 (2-2 監督行政庁・貸金業協会への届出等)	貸金業法、貸金業法施行規則を最新のものに更新(令和6年2月1日、令和6年4月1日改正)。
16. 帳簿の備付け等 (16-2 証明書の携帯等)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸金業法第6条 「金融サービスの提供に関する法律」→「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」 ・貸金業法第14条、貸金業法施行規則第11条 貸付条件等の自社ウェブサイト掲載の義務化 ・貸金業法第23条、貸金業法施行規則第20条 法定事項(商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間)の自社ウェブサイト掲載の義務化
2. 法令等遵守態勢 2-2 監督行政庁・貸金業協会への届出等	協会定款施行規則第5条を最新のものに更新(令和5年11月1日改正)。
4. 顧客等に関する情報管理態勢	個人情報保護法施行規則及び金融分野ガイドラインを最新のものに更新(令和6年4月1日改正)。
5. 外部委託	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法施行規則第7条・8条 ・金融分野ガイドライン第8条～10条
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出	<p>犯罪収益移転防止法、同法施行令、同法施行規則を最新のものに更新(令和6年4月1日、令和6年7月1日改正)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪収益移転防止法第4条・7条・8条 ・犯罪収益移転防止法施行令第16条 ・犯罪収益移転防止法施行規則第7条・26条・32条 ・「確認記録の参考様式」を最新のものに差替え。
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢	貸金業者向けの総合的な監督指針 II-2-7-1 を最新のものに更新(令和6年2月1日)。
12. . 過剰貸付けの防止 (12-1 過剰貸付けの防止)	<p>自主規制基本規則を最新のものに更新(令和5年10月31日)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主規制基本規則第27条の5・28条・29条の2・29条の5・34条・37条
(12-2 個人信用情報の提供等)	貸金業法施行規則第30条の13を最新のものに更新(令和6年4月1日改正)。

13. 広告に関する規制	自主規制基本規則の改正及び貸金業者の広告に関する細則の新設（令和5年10月31日）を踏まえ、内容を改めた。
14. 書面の交付義務	貸金業法施行規則を最新のものに更新（令和6年2月1日改正）。 ・第12条の2・13条
15. 取立行為規制	自主規制基本規則第59条（旧71条）を最新のものに更新（令和5年10月31日）。
全体	自主規制基本規則の改正（令和5年10月31日）に伴う条ずれ対応。 上記の他、所要の改定。
B. 検証基準《別表》	
【別表1】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等関係）	金融分野ガイドラインの改正を反映（令和6年4月1日改正）。
【別表9】取立て行為の規制（貸金業法第21条第1項）	自主規制基本規則の改正（令和5年10月31日）に伴う条ずれ対応。
全体	上記の他、所要の改定。
別冊チェックリスト（主な着眼点）	
2. 法令等遵守態勢 項目 No.1	社内規則策定ガイドラインの直近の改正に関する記述を更新。
13. 広告に関する規制 項目 No.3	貸金業者の広告に関する細則の新設（令和5年10月31日）に伴い、 検証項目の根拠規定を更新。 「広告審査に係る審査基準」→「貸金業者の広告に関する細則」
16. 帳簿の備付け等（証明書の 携帯等を含む） 項目 No.4、5	貸金業法、貸金業法施行規則の改正（令和6年4月1日）に伴い、 検証に際しての着眼点を追加。
全体	自主規制基本規則の改正（令和5年10月31日）に伴う条ずれ対応。 上記の他、所要の改定。

以上

旧（第10版）					新（第11版）						
2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）					2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）						
No.	区分	検証項目【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	<p>a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか</p> <p>※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ-2-1）</p> <p>b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか</p> <p>注）社内規則策定ガイドラインの直近の主な改正</p> <p>《令和4年2月改正①》——（協会案内発信日R4.2.16） ——令和4年4月1日の民法改正による成年年齢引下げを踏まえた対応。18歳、19歳の若年者への貸付けに関し、「11.過剰貸付けの防止（個人情報情報の提供等を含む。）」「12.広告の取扱い」を一部改正した</p> <p>《令和4年2月改正②》——（協会案内発信日R4.2.28） ——「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの策定に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を一部改正した</p> <p>《令和4年5月、7月改正》——（協会案内発信日R4.5.20、R4.7.20） ——令和4年4月1日の個人情報保護法の改正に伴い「3.個人顧客情報の安全管理措置等」を改正、その他「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>《令和5年2月改正》——（協会案内発信日R5.2.1） ——令和5年2月1日の犯罪収益移転防止法施行規則の改正に伴い「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>《令和5年4月改正》（協会案内発信日R5.4.3） 規程記載例「19.システムリスク管理態勢」を新たに策定した</p> <p>《令和5年7月改正》（協会案内発信日R5.7.20） 令和5年4月1日の個人情報保護法等の改正に伴い「3-1.個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を、令和5年5月11日の犯罪収益移転防止法施行規則の改正及び「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における態勢整備を踏まえ「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>（追加）</p>	社内規則、業務マニュアル		1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	<p>a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか</p> <p>※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ-2-1）</p> <p>b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか</p> <p>注）社内規則策定ガイドラインの直近の主な改正</p> <p>（削除）</p> <p>《令和5年4月改正》（協会案内発信日R5.4.3） 規程記載例「19.システムリスク管理態勢」を新たに策定した</p> <p>《令和5年7月改正》（協会案内発信日R5.7.20） 令和5年4月1日の個人情報保護法等の改正に伴い「3-1.個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を、令和5年5月11日の犯罪収益移転防止法施行規則の改正及び「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における態勢整備を踏まえ「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>《令和5年10月改正》（協会案内発信日R5.10.31） 自主規制基本規則の改正及び貸金業者の広告に関する細則の新設に伴い「12.広告の取扱い」を一部改正、その他「11.過剰貸付けの防止」「14.取立て行為」「16.債権譲渡等」「18.過払金支払」につき当該規程との整合や条ずれの修正等。</p> <p>《令和6年7月改正》（協会案内発信日R6.7.1） 令和6年4月1日の個人情報保護法施行規則及び金融分野ガイドライン改正に伴い「3.個人顧客情報の安全管理措置等」を、令和6年7月1日の犯収法施行規則改正に伴い「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した。</p>	社内規則、業務マニュアル	
2～4(略)					2～4(略)						

旧（第10版）					
13. 広告に関する規制					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～2(略)					
3	●	広告の表示内容等 【自主規制基本規則43条、 広告審査に係る審査基準 】	a. 本協会「 広告審査に係る審査基準 」に照らし、広告の表示内容は適正か ※ 貸金業法、貸金業法施行規則及び自主規制基本規則等に基づき行われる広告審査の基準の詳細は、本協会「 広告審査に係る審査基準 」で定められている b. 個人向け貸付けの契約に係る広告を「テレビCM」「新聞及び雑誌広告」「電話帳広告」に出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得ているか 自主規制基本規則43条	広告(現物)、当協会の広告審査承認、広告出稿実績一覧表	
16. 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～3(略)					
4	■	標識の掲示 【貸金業法23条】	a. 営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に掲示しているか b. 法令で定める事項を適正に掲示しているか ※ 標識の様式は、施行規則別紙様式第7号のとおり(施行規則20条) (追加)	標識(貸金業者登録票)	
5	■	貸付条件等の掲示 【貸金業法14条】	a. 営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に掲示しているか ※ 営業所等が現金自動設備であって、包括契約に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは掲示することを要しない(施行規則11条5項) b. 法令で定める事項を適正に掲示しているか ※ 貸付条件等の掲示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない(施行規則11条5項) (追加)	貸付条件表	
6～7(略)					

新（第11版）					
13. 広告に関する規制					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～2(略)					
3	●	広告の表示内容等 【自主規制基本規則45条、 貸金業者の広告に関する細則 】	a. 本協会「 貸金業者の広告に関する細則 」に照らし、広告の表示内容は適正か ※ 貸金業法、貸金業法施行規則及び自主規制基本規則等に基づき行われる広告審査の基準の詳細は、本協会「 貸金業者の広告に関する細則 」で定められている b. 個人向け貸付けの契約に係る広告を「テレビCM」「新聞及び雑誌広告」「電話帳広告」に出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得ているか 自主規制基本規則45条	広告(現物)、当協会の広告審査承認、広告出稿実績一覧表	
16. 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～3(略)					
4	■	標識の掲示等 【貸金業法23条、 施行規則20条 】	a. 標識を 営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に掲示しているか b. 法令で定める事項を適正に掲示しているか ※ 標識の様式は、施行規則別紙様式第7号のとおり(施行規則20条1項) c. 自社のウェブサイト に、法令で定める事項を掲載しているか ※ 令和6年4月の貸金業法改正により義務化 ※ 常時使用する従業員の数が20人以下である場合、又は自社ウェブサイトがない場合は掲載することを要しない(施行規則20条3項) 注) ここでいう「従業員」とは、貸金業に携わらない者も含むことに注意	標識(貸金業者登録票)、ホームページ	
5	■	貸付条件等の掲示等 【貸金業法14条、施行規則11条】	a. 貸付条件等を 営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に掲示しているか b. 法令で定める事項を適正に掲示しているか ※ 営業所等が現金自動設備であって、包括契約に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは掲示することを要しない(施行規則11条5項) ※ 貸付条件等の掲示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない(施行規則11条5項) c. 自社のウェブサイト に、法令で定める事項を掲載しているか ※ 令和6年4月の貸金業法改正により義務化 ※ 常時使用する従業員の数が20人以下である場合、又は自社ウェブサイトがない場合は掲載することを要しない(施行規則11条7項) 注) ここでいう「従業員」とは、貸金業に携わらない者も含むことに注意	貸付条件表、ホームページ	
6～7(略)					